

事 務 連 絡
令和5年1月31日

日本内航海運組合総連合会 御中

国土交通省海事局船員政策課

新型コロナウイルス感染症に係る船員法関係事務の取扱いについて
(健康証明書の有効期間に係る特例的な取扱いの終了)

現在、船員法関係事務について、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえた弾力的な運用として、「新型コロナウイルス感染症に係る船員法関係事務の取扱いについて」(令和2年3月31日付け船員政策課事務連絡)の通り、特例的な取扱いを認めているところ、当該取扱いのうち健康証明書の有効期間に関する取扱い(当該事務連絡3. 関係)については、医療機関の受入れ制限や健康検査業務の中止等により健康検査を受検できる場所がない状況や、入国制限により下船できず乗船中に健康証の有効期間が満了してしまうような状況等を想定し、特例的な取扱いを認めているものですが、現状においては、そのような状況は概ね解消されていることから、令和5年2月28日をもって当該取扱いでの運用を終了することとします。

つきましては、貴会傘下事業者等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和5年3月1日以降において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるやむを得ない事情により特例的な取扱いが必要と考えられるような事案がある場合には、速やかに最寄りの地方運輸局等までご相談願います。